

高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与
事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、高等学校の定時制の課程（以下「定時制課程」という。）及び高等学校の通信制の課程（以下「通信制課程」という。）等に在学する勤労青少年に対し、高等学校定時制課程の教科書並びに通信制課程等の教科書及び学習書を給与又は購入代金を還付すること（以下「給与等」という。）により勤労青少年の定時制課程及び通信制課程における修学を促進し、教育の機会均等の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「有職者等」とは、次の各号に該当する者とする。

- (1) 定職に就いている者
- (2) 1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者
- (3) 疾病等により職に就くことができない者
- (4) 心身に障害があり職に就くことができない者
- (5) 家族看護のため職に就くことができない者
- (6) 失業中であり職に就くことができない者
- (7) 震災により職に就くことができない者
- (8) その他、やむを得ない理由がある者

2 この要領において「定職」とは、年間を通じて一定の職業をもち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っている状態（自家営業等に従事する場合を含む。）の者とする。

3 この要領において「パート又はアルバイト」とは、定職の定義にあてはまらない就労形態の者とする。

(給与等)

第3 給与等は、県内の定時制課程に在学している者は第1号から第2号までに該当し、当該年次において履修するための教科書を購入しようとする者、県内の通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制課程で同項に規定するものに在学し、県内に住所を有する者は次の各号に該当するものの申請に基づき、その者に学校長が選考により実施するものとする。

- (1) その者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満である者
- (2) 有職者等である者
- (3) 定時制課程のうち学年による教育課程の区分を設けない課程又は通信制課程に在

学する者については、給与等を受けようとする年次の前年次までに習得した教科に属する科目の単位数が、2年次にあつては14単位以上、3年次以上にあつては28単位以上で、当該年次において2以上の教科に属する科目を履修し、かつそのための教科書又は学習書（通信制課程のみ）を購入する者

（給与等の申請）

第4 給与等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教科書等給与夜食給付申請書（様式1号）に別表に掲げる書類を添付して学校長に提出しなければならない。

（給与等の決定）

第5 学校長は、前項の規定による書類を受理したときは、決定審査票（様式2号）により当該書類を審査し、給与等を実施することに決定したときは、教科書等給与夜食給付決定通知書（様式3号）により、給与等を実施しないことに決定したときは教科書等給与夜食給付不承認通知書（様式4号）により当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第6 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行の日以後に県内の定時制課程又は通信制課程に新たに在学することとなる者（以下「新規在学者」という。）が行う申請について適用し、同日以後に新規在学者以外の者が行う申請及び同日前に行われた申請については、「高等学校定時制課程教科書給与費及び通信制課程教科書学習書給与費補助実施要領」（昭和58年5月30日文初高第32号）の例による。
- 3 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における新規在学者が行う申請に対する第3第1号の規定の適用については、同項中「1.5倍未満」とあるのは、「2.0倍未満」とする。
- 4 平成25年8月から令和5年3月までの間における第3第1号に規定する需要額は、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の例によって測定したその世帯の需要の額とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

申 請 事 由	添 付 書 類
定職に就いている	在職を証明する書類 自家就労者の場合は第三者が当該生徒の状況を証明した書類
1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている	就労を証明する書類（90日以上勤務することが確認できる書類）
疾病等により職に就くことができない	医師の診断書等
心身に障害があり職に就くことができない	障害者手帳の写し、医師の診断書等
家族看護のため職に就くことができない	第三者が当該生徒の状況を証明した書類
失業中であり職に就くことができない	雇用保険失業給付資格者の写し等
り災により職に就くことができない	り災証明書の写し
その他、やむを得ない理由がある	第三者が当該生徒の状況を証明した書類

注) 本表における第三者とは民生委員、町内会長、行政区長、農・漁協組合長及び商工会会長等のことである。